

市政記者各位

参議院通常選挙における投票用紙の二重交付について

城南区内の投票所で、既に参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙を交付した1名に対し、次のとおり誤って投票用紙を二重に交付してしまいました。

投票の公平性を損なうこととなり、大変申し訳ございませんでした。

1 発生日

令和7年7月20日（日）

2 発生場所

長尾第二投票所（長尾公民館）

3 経緯

- ・ 該当者が、比例代表の用紙交付を受けるにあたり、投票所入場整理券を誤って選挙区選挙の投票箱に入れたとの申出あり。
- ・ その旨を聞いた投票管理者は、投票所入場整理券の代わりとなる名簿対照カードに記載をしてもらったうえで、比例代表の投票用紙を交付した。
- ・ その後、選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙交付機の交付枚数に1枚の差が生じていることから、すべての回収済み投票所入場整理券を確認したところ、該当者の投票所入場整理券を確認できた。

投票所入場整理券は誤って投函されておらず、比例代表の投票用紙の交付欄がチェック済みとなっており、二重交付していることが発覚したものの。

4 原因

- ・ 本人の申し出の時点で、投票所入場整理券の点検や申出内容を十分確認せずに用紙を交付した。
- ・ 併せて、場内整理、投票箱の監視が不十分であった。

5 再発防止に向けた取り組み

職員に対して、同様の事案が生じないように、投票所入場整理券の点検を確実に行うなど、細心の注意を持って、投票事務に従事するよう周知徹底した。

6 投票の取扱い

二重に交付されたものでありますが、投票用紙が特定できないため他の投票と同様に取扱いします。

お問合せ先

城南区選挙管理委員会事務局次長（城南区総務課長） 牧本 裕子 TEL：092-833-4002